

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業動態調査（以下「調査」という。）は、漁業の生産構造及び就業構造の変化を明らかにし、水産行政等の基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。

- (1) 漁業経営体調査
- (2) 漁業就業動向等調査

4 調査の機構

調査は、農林水産省統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

5 調査期日

- (1) 漁業経営体調査
平成14年1月1日現在
- (2) 漁業就業動向等調査
平成13年11月1日現在

6 調査の範囲

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）

なお、本年は三宅島（東京都）を除いた。

7 調査対象

- (1) 漁業経営体調査
海上作業従事日数が29日以下の個人漁業経営体を除くすべての漁業経営体を対象とした。
- (2) 漁業就業動向等調査
第10次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から標本調査区を抽出し、この標本調査区内に所在する漁業世帯を対象とした。

8 調査方法及び取りまとめ

- (1) 漁業経営体調査
漁業経営体調査票を用いて、調査員が漁業経営体に面接し、聞き取る方法により行った。
- (2) 漁業就業動向等調査
漁業就業動向等調査票を用いて、調査員が漁業世帯に面接し、聞き取る方法により行った。

なお漁業世帯数及び世帯員数等の推計は、大海区・都道府県別に標本値を集計し、第10次漁業センサスの結果をベースに比推計により行った。

9 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

10 用語の解説

(1) 漁業経営体調査

ア 漁業経営体

調査期日前1年間（平成13年1月1日～12月31日。以下同じ。）に海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人漁業経営体は除いた。

イ 経営組織

(ア) 個人漁業経営体

漁業経営体のうち、個人で漁業を自営するものをいう。

(イ) 団体漁業経営体

個人漁業経営体以外の漁業経営体で、次のものをいう。

a 会社

商法（明治32年法律第48号）又は有限会社法（明治13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（明治23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

c 漁業生産組合

水協法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

d 共同経営

2人以上（法人を含む。）のものが漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理運営するものをいう。

e 官公庁・学校・試験場

漁業を行った官公庁、学校及び試験場のうち、漁獲物及び収獲物を販売したものをいう。

ウ 漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものを行い、主船のほかに付属船（例えば、まき網漁業における灯船、魚群探索船、運搬船等）を含めた。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（例えば、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は含めない。

エ 経営体階層

漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法によって決定した。

(ア) 調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。

(イ) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により決定した経営体階層。

(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上階層までの15経営体階層を決定した。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当するもの以外は、すべて動力1トン未満階層とした。

また、動力漁船の合計トン数には、(ア)の専用船（定置網、地びき網及び海面養殖のみに使用した漁船）のトン数は含んでいない。

オ 漁業種類

(ア) 「主とする漁業種類」

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合は、販売金額1位の漁業種類をいう。

(イ) 「営んだ漁業種類」

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

カ 延べ出漁日数

漁業経営体が、水産動植物の採捕を目的として出漁した日数をいう。

なお、出漁日数区分については、平成7年調査から次のとおりとした。

(ア) 出漁日数については、漁船非使用漁業、大型定置網、小型定置網、地びき網、潜水器漁業、採貝、採藻及び海面養殖業を除く漁業種類に限定して把握した。

(イ) 2隻以上の漁船が別々に操業している場合（複船操業は、主船の出漁日数による。）は、これらを合計した延べ出漁日数とした。

キ 漁業層

(ア) 沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものである。

(イ) 中小漁業層とは、動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものである。

(ウ) 大規模漁業層とは、動力船1,000トン以上の各階層を総称したものである。

(2) 漁業就業動向等調査

ア 漁業世帯

個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

(ア) 個人漁業経営体

調査期日前1年間（平成12年11月1日～平成13年10月31日。以下同じ。）に利潤又は生活の資を得るために水産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ経営体をいう。

ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の世帯は除いた。

(イ) 漁業従事者世帯

調査期日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して漁業の海上作業に30日以上従事した世帯員のいる世帯をいう。

ただし、個人漁業経営体に該当する世帯は除いた。

イ 世帯員

生活の本拠がその家にある者をいう。

なお、同居人、下宿人等生計を別にしている者、生活の本拠はその家にあるが、出稼ぎ等（漁

船乗組による不在を除く。)により不在期間が1年以上の者は除いた。

ウ 漁業従事者

漁業世帯の世帯員のうち、調査期日現在満15歳以上で、調査期日前1年間に漁業の海上作業に従事した者(海上作業従事者)又は陸上作業のみに従事した者(陸上作業従事者)をいう。

エ 漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、調査期日現在満15歳以上で、調査期日前1年間に自営漁業又は雇われて漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

(ア) 自営漁業就業者

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事した者及び自営漁業と雇われて漁業に従事した者で自営漁業に従事した日数の方が多い者をいう。

(イ) 漁業雇われ就業者

漁業就業者のうち、雇われて漁業のみに従事した者及び自営漁業と雇われて漁業に従事した者で、雇われて漁業に従事した日数の方が多い者をいう。

オ 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者を次により区分した。

(ア) 自営漁業のみ

自営漁業のみに従事した者。

(イ) 自営漁業と漁業雇われ

自営漁業と雇われて漁業に従事した者をいい、自営漁業に従事した日数が多い者を「自営漁業が主」、雇われて漁業に従事した日数が多い者を「漁業雇われが主」とした。

(ウ) 漁業雇われのみ

雇われて漁業のみに従事した者。

カ 沿岸、沖合・遠洋漁業別漁業就業者数

漁業就業者の最も従事日数の多い漁業種類とその漁船規模により次のとおり区分した。

(ア) 沿岸漁業

漁船規模10トン未満の船に乗り込んだ者、漁船非使用漁業、定置網、地びき網及び海面養殖業に従事した者をいう。

(イ) 沖合・遠洋漁業

漁船規模10トン以上の船に乗り込んだ者をいう。

キ 漁業従事の主従別漁業就業者数

漁業就業者の就労状況により次のように区分した。

(ア) 漁業のみ

漁業(自営、雇われ)のみに従事した者をいう。

(イ) 漁業が主

漁業(自営、雇われ)と漁業以外の仕事に従事した者で、漁業の年間収入の方が多い者をいう。

(ウ) 漁業が従

漁業(自営、雇われ)と漁業以外の仕事に従事した者で、漁業以外の仕事の年間収入の方が多い者をいう。

ク 海上作業従事日数別漁業就業者数

漁業就業者を調査期日前1年間の海上作業従事日数により区分した。

ケ 主な漁業種類別漁業就業者数

漁業就業者を調査期日前1年間に従事した漁業種類により分類した。

なお、複数の漁業に従事している場合は、従事日数の最も長い漁業種類により分類した。

コ 漁船規模別漁業就業者数

漁業就業者の調査期日前1年間に従事した主な漁業種類の漁船規模により区分した。

なお、複数の漁船に乗り込んでいる場合は、最も大きいトン数規模の漁船により区分した。

サ 個人漁業経営体の専・兼業区分

(ア) 専業（漁業のみ）

世帯員（15歳以上）の中に、自営漁業以外の仕事に従事した者がいない世帯をいう。

(イ) 兼業

世帯員（15歳以上）の中に、自営漁業以外の仕事に従事した者がいる世帯をいう。

a 漁業が主

自営漁業の年間収入が自営漁業以外の収入より多い場合をいう。

b 漁業が従

自営漁業以外の収入が自営漁業の年間収入より多い場合をいう。

11 利用上の注意

(1) 漁業就業動向等調査の結果は、10の単位でラウンドしたことから、計と内訳は必ずしも一致しない場合がある。また、年次別統計表の全国については100の単位をラウンドしている。

(2) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「0」：単位未満のもの

「△」：負数又は減少したもの

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計情報部 構造統計課

水産統計室 漁業動態・経営統計班

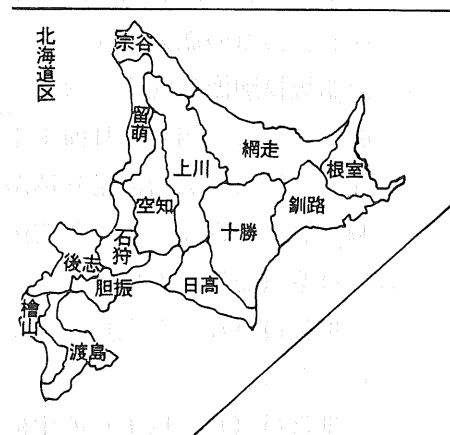
電 話 （代表）03-3502-8111 内線2671、2672

（直通）03-3591-0838

大海区・大海区別都道府県（地域）区分図
（水域区分ではなく地域区分である。）

北海道における統計の表示は、次のとおりである

地域名	地 域 範 囲
宗 谷	稚内、宗谷支庁管内
網 走	北見市、網走市、紋別市、網走支庁管内
根 室	根室市、根室支庁管内
釧 路	釧路市、釧路支庁管内
十 勝	帯広市、十勝支庁管内
日 高	日高支庁管内
胆 振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振支庁管内
渡 島	函館市、渡島支庁管内
留 萌	留萌市、留萌支庁管内
石 狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内
後 志	小樽市、後志支庁管内
檜 山	檜山支庁管内



- ① 青森県東津軽郡三厩村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
- ② 茨城県と千葉県との境界
- ③ 三重県と和歌山県の境界
- ④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
- ⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
- ⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
- ⑦ 大分県北海部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
- ⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
- ⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇の浦漁業地区の境界
- ⑪ 石川県と福井県の境界

